

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>

※相談日が祝祭日はお休みの場合があります。

相談日

1月8日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	1月23日(水) 10:00～12:00	市役所 第1相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水曜日・金曜日 13:30～16:20	市民課市民相談担当(☎594-5529)	
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
人権相談	1月22日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	1月9日(水)・21日(月)・30日(水)、2月6日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5507)	
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(就学児対象)	毎週火・木曜日 9:00～17:00		
緑のなんでも相談	2月4日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
子どもの相談(ことば、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
障がい者支援相談(予約制)	1月25日(金) 10:00～15:00(身障・知的・精神)	総合福祉センター	障がい者福祉課相談支援担当(☎594-5535)
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	1月19日(土)、2月5日(火)10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	1月18日(金) 13:30～15:30 2月2日(土) 10:00～12:00		
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	1月19日(土)、2月2日(土) 9:00～12:00	市役所 第1相談室	産業観光課商工労政担当(☎594-5530)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当(☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	1月21日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ④

■～懸賞金が当たった!! うまい話はない～

「これは最終通告です」「貴殿名義の2億3,000万円以上の未処理懸賞金が確認されたので通知する。懸賞金を受け取るためには、この通知書の到達日から10日以内に『懸賞金支払請求書』を返送し、2,000円の手数料を送るように。返信が確認できなかった場合には、あなたの全データが永久抹消処理され、今後一切懸賞金の受取りが不可となります」と書かれたダイレクトメール(以下DM)が中国から届いた。「懸賞金受取資格」を失いたくないので手数料を振り込もうと思うが大丈夫かという相談が寄せられました。

このような相談が全国の消費生活センターや市の消費生活センターに多数寄せられています。

手数料を払えばすぐに高額な懸賞金がもらえるような書き方をしていますが、申し込んでもいないのに懸賞金が当たるはずはありません。実際は手数料を得るための詐欺の一種と考えられます。手数料の支払い方法の一つにクレジットカード払いを選択した場合、1回限りでは

済まず長期間にわたって料金が引き落とされることもあり大変危険です。さらに一度手続きをすると、その後、大量にDMが届くというケースも報告されています。また、DMを送ってくる団体の住所や連絡先がはっきりしないことやDMの発送元と返信用封筒の住所が別々であるなど不審な点が多々あります。

不要であれば処分やDMの受取り拒否も可能です。相談者には以上を説明し、十分に注意するようにと伝えました。

相談窓口

●北本市消費生活センター(電話でのご相談も受け付けます)

毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00(市民課市民相談担当☎594-5529)

●埼玉県消費生活支援センター

毎週月～土曜日(祝日、年末年始を除く)9:30～16:00(☎048-261-0999)

●全国消費生活相談員協会「週末電話相談」毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00(☎03-3448-1409)

セーフコミュニティきたもと Vol.06

セーフコミュニティとは…

「ケガやそれを引き起こす事故は偶然に起こるものではなく、予防することができる」という理念のもと、行政・地域・警察・家庭・学校などすべての関係者が分野横断的に連携・協働して安心安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていくことです。

☎ 協働推進課セーフコミュニティ担当 (☎594-5571)



セーフコミュニティ認証取得への協力を 埼玉県知事に要請しました

11月20日に北本市長がセーフコミュニティの理念や意義について、埼玉県知事に説明をするために訪問しました。その中で、関係機関である保健所等との連携や、安心・安全に係るデータ提供等の協力要請を併せて行いました。



埼玉県知事へ協力を要請

第6回アジア地域セーフコミュニティ会議 in豊島に出席しました

11月28日～30日に東京都豊島区において、第6回アジア地域セーフコミュニティ会議in豊島が開催されました。世界各国からさまざまな領域の研究者、実践者、自治体関係者が参加し、会議のテーマである「安全なまちづくりに向けて地域力を高めよう～日常の安全から災害対策まで～」に関する経験や知識の交流を行いました。

初日は、WHO地域安全向上推進協働センター長であるレイフ・スヴァンストローム氏が、「セーフコミュニティの歴史と展望」をテーマに記念講演を行いました。スヴァンストローム氏からは、スウェーデンの小さなコミュニティから始まったセーフコミュニティの取組みを紹介していただくとともに、「セーフコミュニティを通じ世界に平和をもたらす活動を」との発言がありました。

二、三日目は、セーフコミュニティの研究者、実践者による基調講演並びに「学校の安全」「子ども

もの安全」「交通安全」「高齢者の安全」等さまざまな領域に関する分科会が開催されました。基調講演では、アジア地域セーフコミュニティ認証センター所長であるチョウ・ジョンピル氏より「アジアにおけるセーフコミュニティの10年の歩み」をテーマにアジア地域におけるさまざまなセーフコミュニティの取組みや、これをを継続していくうえで、地域におけるリーダーシップと、草の根的な活動が重要との話がありました。

なお、「地域プログラム」に関する分科会では、北本市の取組み事例を発表しました。また、会場内に設置された展示ブースにおいて、北本市のセーフコミュニティにかかわる取組みとともに、北本市の石戸蒲ザクラやトラスト地等を紹介し、国際的に北本市のPRも行いました。



第6回アジア地域セーフコミュニティ会議



北本市セーフコミュニティ展示ブース